## KAN 通信

VOL21





TEL072-395-1291

連絡先: 社労士オフィス.KAN

社会保険労務士 武用 貫汰

〒573-0013

大阪府校方市星丘 1-26-14

電話: 072-395-1291 FAX: 072-395-1291 e-mail:kanroumu3.1cocoa@ares.eonet.ne.jp

## 有給取得率の調査結果と 今後

社労士オフィス.KAN

## ◆平成 30 年の年次有給休暇 の取得率は 52.4%

厚生労働省は平成31年「就 労条件総合調査」の結果を公 表しました。調査によれば、 年間の年次有給休暇の平均 取得率は52.4%で、前年に比 べて1.3ポイント上昇してい ます。取得率を企業規模別に みると、「1,000人以上」が 58.6%、「300~999人」が 49.8%、「100~299人」が 49.4%、「30~99人」が47.2% となっており、規模により最 大 10 ポイント近くの差がみ られました。

なお、本調査は平成30年の1年間の状況について調査を行ったものですので、本年4月に施行された改正労働基準法による年次有給休暇年5日取得義務化前についての調査になります。

## ◆企業規模が小さいほど休 みが少ない

また、公表された調査によれば、週休制の形態別適用労働者割合をみると、「完全週休2日制」が適用されている

労働者割合は 57.0%とありますが、その割合は企業規模が小さくなるほど低くなっています。年間休日総数についても、1企業平均は 108.9日、労働者1人平均 114.7日となっていますが、いずれも大企業ほど多く、小規模企業ほど少なくなるという傾向は変わりません。

## ◆年次有給休暇年5日取得 の義務化

本年4月から、働き方改革 法に伴う年次有給休暇年5 日取得義務化が適用されて います。

有給休暇取得率の低さに ついては以前から問題となっていましたが、法律の規制 がかかったことで、企業でも 取得率向上に向けた取組み が本格的に実施されている ところでしょう。来年の調査 結果には注目したいところ です。

## ◆企業の現況を踏まえた取 組みを

上記の調査結果の通り、中 小企業ではもともと休みが 少ないという実態がありま す。それにはそれなりの理由

## 社会人インターンシップ をどう活用するか

#### ◆活用する企業が増加

副業・兼業を認めたり、ギガワーカーやフリーランスで働く人を多用したり、企業の間でも柔軟な働き方を受け入れる動きが広がっています。そのような背景のもと、「社会人インターンシップ」を戦略的に活用する企業が増えています。

今回は、社会人インターン シップを企業としてどう考 えるかをまとめます。

## ◆社会人インターンシップと は

インターンシップというと、 学生向けをイメージされると 思います。しかし最近では、既 に本職を持っている方や、複数 の職を持つ既卒の人材を対象 にした社会人インターンシッ プを受け入れる企業が増えて います。

社会人向けの場合は、給与を 発生させることがほとんどで す。勤務時間は、平日に本業を 持っている人も多いため、平日 の時間外や土日、テレワーク等 で人材を募集しているケース もあります。期間も1日から数 カ月、夏期(冬期)休暇中等、 柔軟に設定しているケースが 多いようです。職種も、企画、 マーケティング、新事業立上 げ、ディレクター、デザイナー、 ライター等多岐にわたります。

#### ◆企業の目的

企業側の目的としては、優秀な人材の確保や雇用のミスマッチ予防など、雇用調整的に活用する場合のほかに、イノベーションの創出や新事業の宣伝といった戦略的な使い方をする場合もあります。

#### ◆働き手の目的

働き手にとってみても、本職 の傍ら新キャリア形成をする 準備、興味のある分野への職業 体験、人脈拡大、刺激や収入の 獲得といったメリットが多い のが特徴です。

## ◆社会人インターンシップの 導入を考える場合

仕事は検索して探す時代で す。インターンシップも多分に 漏れず、専用の求人サイトが多 数存在します。まずはそれらを研究することから始めてもよいでしょう。

そして、有期雇用や短時間雇用、アルバイトとどう違いを出すか、また、給与や各種届出規定等をどう設定するか、そして特に、求人・募集をどこでするか……。

自社に合わせた、戦略的 なインターンシップ制度を 活用するとよいでしょう。

# 12 月の税務と労務の手続期限[提出先・納付先]

#### 10 目

- 源泉徴収税額・住民税特 別徴収税額の納付[郵便 局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格 取得届の提出<前月以 降に採用した労働者が いる場合>

[公共職業安定所]

○ 特例による住民税特別 徴収税額の納付[郵便局 または銀行]

#### 31 日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者 でない場合) <雇入れ・ 離職の翌月末日>[公共 職業安定所]
- 固定資産税・都市計画税 の納付<第3期>[郵便 局または銀行]

※都・市町村によっては 異なる月の場合がある。

## 本年最後の給料の支払を受

## ける日の前日まで

- 年末調整による源泉徴収所得税の不足額徴収繰延承認申請書の提出 [給与の支払者(所轄税務署)]
- 給与所得者の保険料控除申告書、給与所得者の配偶者控除等申告書、住宅借入金等特別控除申告書の提出[給与の支払者(所轄税務署)]

## ~当事務所より一言~

平成 31 年として始まり 令和元年になった本年切り 表すところ 1 カ月を切り ました。今年もまだました。 今年もまだます。 をあことがあす。 本もことがます。 でして、 でいていていないないないないないです。

社労士オフィス. KAN も 開業してから、2年が経ち ました。今年は、新しく6 件の顧問契約を結ばせて 頂きました。(感謝) その 他、許認可申請 2 件、就 業規則1件、助成金2件 のお仕事もスポット契約 で頂きました。これから も、新しいことも学びな がら成長して、自分のも のにして、実力をUPさ せることを継続させてい きたい所存です。これも、 依頼主様が温かく構えて 下さってるお陰です。感 謝しております。更に皆 様のお役に立てるよう自 己研鑽してまいります。 今年の残りも来年も宜し くお願い致します。(感